

荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針  
(改訂3版)

令和3年10月

荒川区教育委員会

## 目 次

1	荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針	1
2	学校給食における対応フローチャート	5
3	食物アレルギー緊急時の対応	7
4	所定書式一覧	9

## 荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針

### 1 基本的な考え方

荒川区教育委員会及び各区立小中学校は、食物アレルギーのある児童・生徒が安全で健康な生活を送ることができるよう、家庭と協力し、学校給食等における食物アレルギー対応を行っていく。

食物アレルギー事故を発生させないよう「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン『令和元年度改訂』」(令和2年3月 公益財団法人日本学校保健会発行) 及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月 文部科学省発行)等に基づき、児童・生徒の安全面に十分配慮し、各校の物理的な許容範囲等もふまえつつ、食物アレルギーのある児童・生徒の視点に立った対応を行う。

### 2 食物アレルギー対応実施の判断基準

- (1) 医師により、食物アレルギーと診断されている。
- (2) 家庭の食事において、医師の指示のもと食物アレルギーに対する配慮（原因食品の除去等）がなされている。
- (3) 各校の学校給食において、児童・生徒の実態や学校の設備状況に応じて、安全に提供できる範囲での対応とする。
- (4) 食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因になりにくい以下の食品について除去が必要な場合は、当該原因食物に対する重篤な食物アレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な時は弁当対応を検討する。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

※弁当対応については、学校給食における食物アレルギー対応指針P21(平成27年3月文部科学省発行)を参考に対応する。

- (5) 特に重篤度が高く、新規発症の原因となりやすい食物（そば、ピーナッツ、キウイフルーツ）は、学校給食で使用しない。

### 3 実施基準

- (1) すべての区立小中学校で対応する。
- (2) 学校における食物アレルギー対応を行うに際しては、毎年度、医師の診断によ

る学校生活管理指導表その他所定書式の保護者からの提出をもって行うものとする。

- (3) 完全除去食対応を原則とし、各校の物理的環境や児童・生徒の個別状況を食物アレルギー対応委員会で総合的に判断し、児童・生徒に安全な給食提供ができないと判断した場合には、家庭から代替食（弁当等）を持参するものとする。また、代替食（弁当等）の管理は原則児童・生徒本人が行う。
- (4) 食物アレルギー対応食用食器（盆）を使用することとし、配膳時の間違いがないように配慮する。
- (5) 食物アレルギー対応食は、普通食と同様、温度管理及び記録、保存食の採取、検食を行う。
- (6) 食物アレルギー対応給食について、食物アレルギー対応食のみ食物アレルギー対応食用食器（黄色）に盛り付け、食品包装用フィルム等の覆いを施したうえで、児童・生徒のクラス名・氏名を明記し、各校で決定した配膳方法に従って配膳する。
- (7) 教室での配膳時には、担任（補教者）及び児童・生徒本人が食物アレルギー対応給食であることを確認する。
- (8) 児童・生徒本人が、食事開始時に食物アレルギー対応給食が盛り付けられた食器の食品包装用フィルム等をはずす。
- (9) 除去食がある日は、アレルゲンの混入を防ぐため、除去の程度に関わらず当該児童・生徒について、その日のすべての献立のおかわりを禁止とする。
- (10) 食物アレルギー対応に係る給食費の返還・追加徴収はしない。ただし、飲用牛乳を除去する場合は、返金対象とする。
- (11) 食物アレルギーの原因食物が増える等、新たな対応が必要になった場合には新たな学校生活管理指導表その他所定書式の提出をもって対応を行う。また、食物アレルギーの原因食物が減った場合や食物アレルギー対応の必要がなくなった場合には、学校、保護者の双方で確認を行ったうえで、保護者からの再申請をもって対応する。

#### 4 実施の流れ

別紙「学校給食における対応フローチャート」に従い、毎年度、必ず医師の診断を受けたうえで食物アレルギー対応給食を実施する。なお、学校生活管理指導表その他所定書式の提出及び個人面談については、在校生については3学期中、新入生については1学期の給食開始日までを原則とする。

#### 5 食物アレルギー対応の体制

- (1) 各校ごとに『食物アレルギー対応委員会』を毎年度1回以上開催し、対応方法の検討・決定、全教職員への周知等を行う。
- (2) 全教職員が食物アレルギーのある児童・生徒に関する情報を共有し、適切な行動をとれるようにする。

- (3) 緊急時に速やかに対応できるよう、学校に提出された学校生活管理指導表等食物アレルギー対応に係る書類は、職員室のキャビネット等、教職員が誰でもすぐに手に取ることのできる各校で決定した場所に保管する。また、日頃から学校が持参薬・かかりつけ医・緊急連絡先等を把握しておく。
- (4) 補教体制時には、口頭だけでなく、書面をもって食物アレルギーのある児童・生徒に関する事項を確認する。
- (5) 学校と調理業務受託事業者が綿密な連携を図り、相互確認を行う。
- (6) 医師の診断に基づく学校生活管理指導表を活用し、児童・生徒の保護者と綿密な連携を図る。
- (7) 全校で、全教職員を対象に毎年度1回以上、緊急時を想定したシミュレーション（エピペン®の使用等）及び校内研修を実施し、確実かつ迅速に対応できるようにする。
- (8) 学校生活管理指導表その他所定書式は、毎年度保護者に提出を求め、在籍期間中、キャビネットで保管すること。書類等の保管・廃棄にあたっては、個人情報の保護に十分留意する。

## 6 緊急時の対応

食物アレルギー緊急時対応マニュアル（平成30年3月改定 東京都福祉保健局発行）に沿って行う。

## 7 その他

- (1) 全児童・生徒に食物アレルギーに関する教育を実施し、互いに認め、助け合う力を育成する。
- (2) 食物・食材を扱う活動・授業及び校外活動における食事の提供についても、学校給食の例に倣い、本指針の考え方方に沿って対応する。
- (3) 管理職・学級担任・栄養教諭・学校栄養職員・養護教諭・調理業務受託事業者等、校内での十分な連携及び情報共有を行い、役割分担を明確にする。
- (4) 食物アレルギーの事故については、全て教育委員会事務局学務課まで報告を行う。ヒヤリハット事例の報告については、教室に提供された事例については全て報告を行うものとし、給食室内での事例については必要に応じて報告する。教育委員会は、報告された事故及びヒヤリハット事例について情報を集約し、改善策とともに所管内に周知を図り、事故防止に努める。
- (5) 安全な食物アレルギー対応食を提供するために、各校における食物アレルギー対応委員会で決定した食物アレルギー対応に関するマニュアルを作成し、冊子にして各校所定の場所へ保管する。マニュアルには、荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針を各校で実施するにあたっての具体的な運用方法を記載し、緊急時及び担当職員の異動時にも円滑な対応ができるよう努める。また、マニュアルは以下の順に記載する。

〈各校のマニュアルで策定すべき項目〉

- ① 対応申請の確認
- ② 個別面談
- ③ 面談調書の作成
- ④ 食物アレルギー対応委員会
- ⑤ 対応内容の把握
- ⑥ 最終調整と情報の共有
- ⑦ 校内研修会の実施
- ⑧ シミュレーションの実施
- ⑨ 対応開始
- ⑩ 緊急時の役割分担

### **準拠資料**

- 1 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン『令和元年度改訂』  
(令和2年3月 公益財団法人日本学校保健会発行)
- 2 食物アレルギー緊急時対応マニュアル  
(平成30年3月改定 東京都福祉保健局発行)
- 3 学校給食における食物アレルギー対応指針  
(平成27年3月 文部科学省発行)

### **従前の指針の廃止**

- 1 荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針 (改訂2版)  
(平成27年10月 荒川区教育委員会)

# 学校給食における対応フローチャート（「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」P.41を一部改訂）

## 教育委員会の役割

食物アレルギー対応に学校給食の実施者として主体的に取り組み、基本的な対応方針を示す。

各学校における対応状況や食物アレルギー対応委員会の決定内容等を把握し、必要に応じて環境の整備や指導をする。

## 学校(単独調理場)の対応の流れ

①

全児童生徒の保護者提出書類		
	書式名	記入者
1	(書式1)食物アレルギー対応事前調査書	保護者
食物アレルギー対応を希望する児童生徒の保護者提出書類		
	書式名	記入者
1	(書式2)食物アレルギー対応申請書(新規・継続・追加・解除)	保護者
2	(書式3)学校生活管理指導表	医療機関
3	(書式4)アドレナリン自己注射薬(薬品名:エピペン®)使用依頼書	保護者
4	(書式5)食物アレルギー緊急時対応カード	保護者

※保護者への食物アレルギー調査及び各書式提出依頼の際は、所定の依頼文を添付すること。  
 ※原本は学校で保管。  
 ※学校給食での対応がない児童生徒(生卵のみ等)は、宿泊活動等で対応の必要があればそのつど生活管理指導表等の提出を保護者に求める。

申請時期	パターンA (新小学校1年生)	10月からの就学時健診や1月からの入学説明会で、各小学校で事前調査書の配布・回収を行い、対応の希望を確認の上、希望者へ申請書等を配布する。
パターンB (新中学校1年生)	1月に小学6年生を対象に学務課から区立小学校を通じて事前調査書を配布。各中学校は入学説明会で回収を行い、対応の希望を確認の上、希望者へ申請書等を配布する。	
パターンC (進級時)	3学期に新年度へ向けた対応について事前調査書の配布・回収を行い、対応の希望を確認の上、希望者へ申請書等を配布する。	
パターンD (新規発症・診断及び転入時)	新規に発症した場合、もしくは転入時に対応する。	

②

個別面談	書類(書式2~5)が提出された対象者に、保護者との個別面談を実施する。  《個別面談者》 保護者、校長もしくは副校長、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学級担任
------	--

③

面談調書の作成	面談の結果を受けて、面談調書を作成する。
---------	----------------------

④

対応実施の決定	校長が対応実施の決定
---------	------------

⑤

対応委員会の設置と開催	「食物アレルギー対応委員会」を開催し、対応方法の検討・決定をする。(主治医や専門医等と連携する)  《対応委員会構成者》 校長、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学級担任、給食担当教諭等、調理業務受託事業者 (可能であれば教育委員会担当者、主治医・専門医等)
-------------	---

⑥

最終調整と情報の共有	校長は決定した対応内容を、食物アレルギー対応一覧表等により、全教職員へ周知徹底する。  保護者へ対応内容を通知し、必要に応じて具体的な内容の調整を行なう。
------------	---

⑦

対応の開始	学校給食における食物アレルギー対応を開始する。なお、生卵のみ等、学校給食での対応がなく、宿泊活動等において対応の必要が生じた場合には、そのつど生活管理指導表等の提出を保護者に求める。
-------	---

⑧

評価・見直し・個別指導	定期的に対応の評価と見直しを行なう。  栄養教諭・学校栄養職員は食物アレルギーに関する個別指導を行なう。
-------------	--

## 学校給食における食物アレルギー対応役割分担表

(東京都「学校給食における食物アレルギー対応役割分担表」を一部改訂)

学校（単独調理場）の対応の流れ	本人		区市町村	学校						
	児童生徒	保護者	主治医	教育委員会	校長（副校長）	学級担任	その他教職員※	養護教諭	保健主任	栄養教諭学校栄養職員

①対応申請の確認：保護者に書類の提出を依頼する。

↓	(1) 保護者への通知		●			▲	▲		◎	▲	
	(2) 書類の配布					▲		◎			
	(3) 書類の提出		●	▲		▲		◎		▲	

②個別面談：書類（書式2～5）が提出された対象者に、保護者との個別面談を実施する。

↓	(4) 保護者への確認		●			●	●		◎		◎

③面談調査書の作成：面接の結果を受けて、面談調査書の作成及び（書式2）の対応確認欄を記入する。

↓	(5) 面談調査書の作成					▲		◎	●	◎	

④対応実施の決定

↓	(6) 校長の決定					◎					

⑤対応委員会の設置と開催：「食物アレルギー対応委員会」を開催し、対応方法の検討・決定する。（主治医や専門医と連携する）

↓	(7) 対応委員会の設置と開催			▲	▲	◎	●		◎	◎	●
	(8) 校内での体制の構築					◎	◎		◎	◎	◎

⑥最終調整と情報の共有：校長は決定した対応内容を、食物アレルギー対応一覧表等により、全教職員へ周知徹底する。

保護者へ対応内容を（書式2）により通知し、必要に応じて具体的な内容の調整を行なう。

↓	(9) 食物アレルギー一覧表等の作成				●	◎		◎	●	◎	
	(10) 情報の共有		●			◎	◎	●	◎	◎	◎

⑦対応の開始：学校給食における食物アレルギー対応を開始する。

↓	(11) 献立の作成・管理職との確認				●			●	●	◎	
	(12) 献立の明示、対応チームでの情報の共有					◎	◎	●	●	◎	◎
	(13) 保護者との確認	●				◎	▲	●		◎	
	(14) 調理									◎	◎
	(15) 配食	●				●	●			◎	◎
	(16) 給食・給食指導	●				◎	●			◎	●

⑧評価・見直し・個別指導：定期的に対応の評価と見直しを行なう。栄養教諭・学校栄養職員は食物アレルギーに関する個別指導を行なう。

↓	(17) 評価・見直し		▲	▲		◎	◎		◎	◎	●

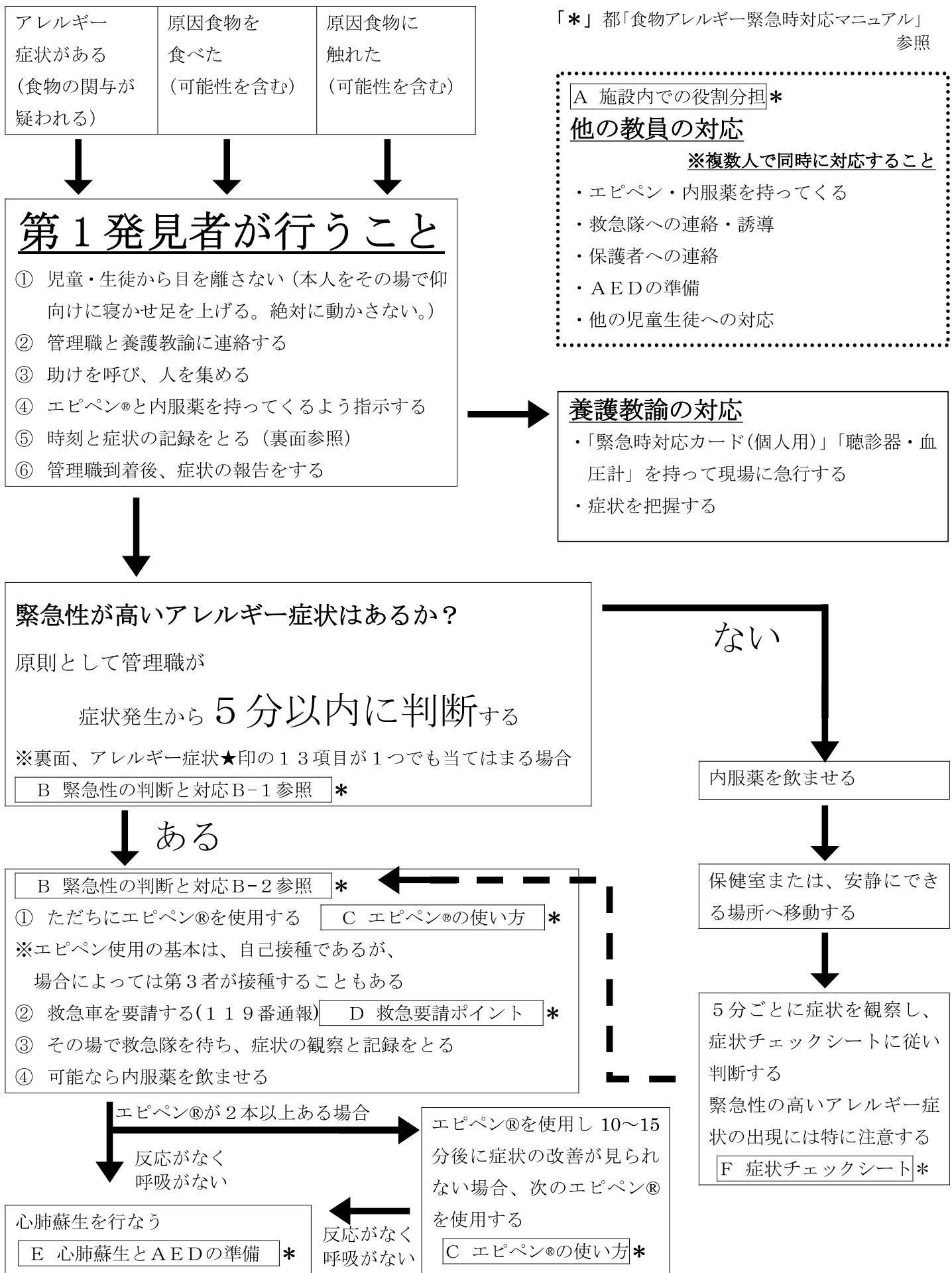
◎：主に役割を担っている、チームのメンバーである

●：役割がある、参加する必要がある

▲：体制によっては関与することがある

※：学年主任や副担任、学級補助、同学年他学級の担任、給食主任等を想定している

# 食物アレルギー緊急時の対応



## アレルギー症状

<b>全身の症状</b>	<b>呼吸器の症状</b>	<b>消化器の症状</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>★意識がない</li> <li>★意識もうろう</li> <li>★ぐったり</li> <li>★尿や便を漏らす</li> <li>★脈が触れにくい</li> <li>★唇や爪が青白い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★声がかされる</li> <li>★犬が吠えるような咳</li> <li>★のどや胸が締め付けられる</li> <li>★息がしにくい</li> <li>★ゼーゼー、ヒューヒュー</li> <li>★持続する強い咳き込み</li> <li>・咳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★持続する強い(がまんできない)腹痛</li> <li>・腹痛</li> <li>★繰り返し吐き続ける</li> <li>・吐き気、嘔吐</li> <li>・下痢</li> </ul>
<b>顔面・目・口・鼻の症状</b>		<b>皮膚の症状</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔面の腫れ</li> <li>・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ</li> <li>・くしゃみ、鼻水、鼻づまり</li> <li>・口の中の違和感、唇の腫れ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・かゆみ</li> <li>・じんま疹</li> <li>・赤くなる</li> </ul>

★印の症状が 1 つでも出たら、すぐエピペン®を使用する。

・の症状の場合は、内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する。症状の改善が見られなければ医療機関を受診する。